

地域密着型サービスの事業者 指定に関する手引き

(実 施 指 針)

秋 田 市

介護保険課

目 次

1	本手引きの趣旨について	・・・ 1
2	地域密着型サービス事業者の指定について	・・・ 2
	(1) 指定の考え方について	
	(2) 指定するサービスの種類について	
	(3) 指定基準等について	
	1) 地域密着型サービスの一般的な事項	
	2) 地域密着型サービスの指定基準の考え方	
	3) 地域密着型サービスの指定基準の設定	
	4) 「秋田市地域密着型サービス運営協議会」の設置	
	(4) 相談から指定までの流れについて	
	1) 事業内容の相談	
	2) 指定申請	
	(5) 指定申請の受付時期について	
	(6) 地域への周知等について	
3	公募による指定までの流れについて	・・・ 10
4	指定申請の様式について	・・・ 11

1 本手引きの趣旨について

平成18年4月の介護保険制度の改正により、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供される「地域密着型サービス」が創設されました。このサービスは、原則としてその市町村の住民のみが利用可能なものであり、その市町村が事業者の指定および指導・監督を行うこととなります。

介護が必要となっても、住み慣れた日常生活地域において生活を継続することができるようにするために、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むとともに、公的介護施設等のバランスのとれた整備を進めていく必要があります。この日常生活圏域は、①地理的条件、②人口、③交通事情・その他の社会的条件、④介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等の事項を総合的に勘案し、市町村ごとに定めることとされています。

秋田市では、「第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）」（以下「介護保険事業計画」という。）において、5つの日常生活圏域を設定し、これをベースとして施設整備を行うことにしています。

この手引き（実施指針）は、地域密着型サービスの整備を進めるに当たって、適切な事業者の指定を行うことや良質なサービスを確保することを目的として、本市の基本的な考え方を示すものです。

日常生活圏域の設定について

区 分	地 域
中央	山王、八橋（字イサノ除く）、高陽、泉、保戸野、千秋（久保田町除く）、中通、南通、大町、旭北、旭南、檜山、川尻、川元、茨島、卸町
東	千秋久保田町、手形、手形山、東通、旭川、新藤田、濁川、添川、仁別、山内、広面、蛇野、柳田、太平、下北手、横森、桜、桜台、桜ガ丘、大平台、河辺
西	新屋、浜田、下浜、豊岩、勝平
南	牛島、大住、山手台、南ヶ丘、上北手、仁井田、御野場、御所野、四ツ小屋、雄和
北	八橋字イサノ、寺内、外旭川、土崎港、将軍野、港北、飯島、金足、下新城、上新城

2 地域密着型サービス事業者の指定について

(1) 指定の考え方について

秋田市では、それぞれの日常生活圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むとともに、良質なサービスを確保することを目的とした施設整備を進めていくことにしています。既存の施設の整備状況や地域の要介護者等のニーズなどを勘案しながら、地域単位で適正なサービス基盤の整備を促進するため、バランスのとれた指定を行っていくものです。

(2) 指定するサービスの種類について

地域密着型サービスの種類は、要介護者に対する「地域密着型サービス」と、要支援者に対する「地域密着型介護予防サービス」に分類されます。秋田市では、介護保険事業計画に基づき、以下の種類の地域密着型サービスを提供する事業者の指定を行います。なお、事業者の指定に当たっては、日常生活圏域を考慮しつつ、市域にバランスよく事業所が配置されるように誘導し、サービス提供の機会の確保に努めます。

地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
①夜間対応型訪問介護	①介護予防認知症対応型通所介護
②認知症対応型通所介護	②介護予防小規模多機能型居宅介護 (※1)
③小規模多機能型居宅介護(※1)	③介護予防認知症対応型共同生活介護 (※1)
④認知症対応型共同生活介護(※1)	
⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(※1)	
⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※1)	
⑦看護小規模多機能型居宅介護(※2)	
⑧地域密着型通所介護	

※1 公募により事業者を選定し整備します。詳細は、今後、別途お示しいたします。

※2 小規模多機能型居宅介護と組み合わせて整備します。

(3) 指定基準等について

1) 地域密着型サービスの一般的な事項

地域密着型サービスは、住み慣れたその地域での生活を24時間体制で支えるためのものであり、地域密着型サービス事業者は、要介護者等の日常生活圏域内にサービス提供の拠点をおきます。事業所は、できるだけ住宅地の中であるか隣接した場所で、利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地している必要があります。

また、事業所は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、行政、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者等の保健医療サービス・福祉サービスの提供者と、密接な連携に努める必要があります。

2) 地域密着型サービスの指定基準の考え方

地域密着型サービスの指定基準（「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」および「秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（以下、「基準条例」という。))は、それぞれのサービスごとに、①基本方針、②人員基準、③設備基準、④運営基準が定められています。人員基準は、従業者の知識・技能・員数に関する基準であり、設備・運営基準は、地域密着型サービス事業所に必要な設備の基準や、保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施するうえで求められる運営上の基準になります。

指定基準は、地域密着型サービスの事業が目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、地域密着型サービス事業者は事業運営の向上に努めていく必要があります。

3) より良い地域密着型サービスの提供を目指して

秋田市では、利用者にとってより良いサービス提供が担保されるよう、地域密着型サービス運営協議会からの意見等を踏まえ、地域密着型サービス事業の種類に応じて満たすべき項目を設定していますので、地域密着型サービス事業者の方は以下の項目を満たすよう努めていく必要があります。

人員に関すること	(1) 介護従業者（看護職員や介護職員など介護に従事する職員をいう。以下同じ。）の人員配置は基準条例により定められているが、これはあくまでも必要最低限の人数であることから、基準条例以上の人員を配置することも検討し、適正なケア体制をとれるようにすること
----------	---

	(2) 夜間・休日など介護従業者が少なくなる時間帯は、事故等の発生する可能性が高くなることから、事故防止に向けて十分考慮した勤務体制にすること
	(3) 介護従業者の知識不足による事故等を防ぐ観点からも、指定前には、介護従業者に介護や認知症ケアに関する研修等を行うとともに、初心者には経験者と一緒に勤務させるような勤務体制にすること
	(4) 介護従業者の資質の向上のため、継続的かつ意欲的にその研修の機会を確保すること
設備に関する こと	(1) 利用者のプライバシー、事故防止および利用者が快適に利用できるよう、居間、食堂、浴室、トイレなどを十分な検討を行った上で配置を決め、建物空間を有効活用すること
	(2) 2階以上の建物を事業所とする場合は、以下の点について対応すること ア 避難経路が十分に確保されていること イ 居室・宿泊室等の窓に転落防止対策を施すこと ウ 2階以上に居室・宿泊室など利用者が使用する設備がある場合は、ホームエレベータを設置すること
	(3) トイレの配置は、以下の点について対応すること ア 入居・宿泊定員数に対し、3人ごとに1箇所以上の割合で配置すること イ 配置場所は、居間、食堂、居室・宿泊室の位置にあわせて適切に配置し、できる限り分散させるなど利用者の利便性に配慮すること
	(4) 洗面・手洗設備の配置は、以下の点について対応すること ア 入居・宿泊定員数に対し、3人ごとに1箇所以上の割合で配置すること（ただし、トイレ内の当該設備は含めない） イ 1箇所以上は車椅子対応のものとする ウ 配置場所は、玄関・食堂・脱衣室・トイレ付近とするなど感染症対策に配慮すること
	(5) 脱衣室は、車椅子の利用者でも対応できる十分な広さを確保すること
	(6) 職員が日中または夜間常駐する事務室等については、以下の点について対応すること ア 夜間時等の見守りができるよう、建物全体が見渡せるような場所の配置および間取りにすること イ 利用者が気兼ねなく交流できるような、開放された間取りとすること
	(7) 車椅子利用者でも容易に避難できるよう以下の点について対応すること ア スロープを設けるなど地上階の非常口と地面との段差を解消すること イ 敷地外へ通ずる屋外の避難経路を舗装すること

他の施設・事業所との併設に関する こと	(1) 地域密着型サービスは、利用者と職員との馴染みの関係を構築しながらサービスを提供するものであり、小規模かつ家庭的な環境の下で介護等が行われることが望まれ、また、周辺地域との結び付きが重視されることから、下表のとおり対応すること							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域密着型サービス事業所に併設する施設・事業所</th> <th>満たすべき項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院 居宅サービス事業所</td> <td rowspan="2">ア 同一建物であっても建物内での職員および利用者の行き来ができないよう各事業エリアを固定壁により区分けすること【次頁図1参照】</td> </tr> <tr> <td>定員29人以下の小規模な介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>住宅型の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など介護保険法に基づかない施設・事業所</td> <td rowspan="2">イ 有料老人ホームを併設する場合は当該施設は「秋田市有料老人ホーム設置運営指導指針」の基準に適合すること（サービス付き高齢者向け住宅は除く）</td> </tr> <tr> <td>他の地域密着型サービス事業所</td> </tr> </tbody> </table>	地域密着型サービス事業所に併設する施設・事業所	満たすべき項目	介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院 居宅サービス事業所	ア 同一建物であっても建物内での職員および利用者の行き来ができないよう各事業エリアを固定壁により区分けすること【次頁図1参照】	定員29人以下の小規模な介護老人保健施設	住宅型の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など介護保険法に基づかない施設・事業所	イ 有料老人ホームを併設する場合は当該施設は「秋田市有料老人ホーム設置運営指導指針」の基準に適合すること（サービス付き高齢者向け住宅は除く）
地域密着型サービス事業所に併設する施設・事業所	満たすべき項目							
介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院 居宅サービス事業所	ア 同一建物であっても建物内での職員および利用者の行き来ができないよう各事業エリアを固定壁により区分けすること【次頁図1参照】							
定員29人以下の小規模な介護老人保健施設								
住宅型の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など介護保険法に基づかない施設・事業所	イ 有料老人ホームを併設する場合は当該施設は「秋田市有料老人ホーム設置運営指導指針」の基準に適合すること（サービス付き高齢者向け住宅は除く）							
他の地域密着型サービス事業所								
	(2) 次の地域密着型サービス事業所等を併設する場合には、(1)の規定にかかわらず次の点についてのみ対応すること							
併設の種類	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護含む）に以下を併設 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院 ※介護老人福祉施設および介護老人保健施設について、看護小規模多機能型居宅介護に併設する場合は除きます。</td> </tr> <tr> <td>②地域密着型介護老人福祉施設に以下を併設 通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護又は（併設型）認知症対応型通所介護</td> </tr> <tr> <td>③認知症対応型共同生活介護に以下を併設 小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護含む）、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設</td> </tr> <tr> <td>④定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護に以下を併設 介護保険法に基づく施設・事業所</td> </tr> <tr> <td>⑤看護小規模多機能型居宅介護に以下を併設 介護保険法に基づく訪問看護事業所</td> </tr> <tr> <td>⑥地域密着型サービス事業所等に以下を併設 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所</td> </tr> </tbody> </table>	①小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護含む）に以下を併設 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院 ※介護老人福祉施設および介護老人保健施設について、看護小規模多機能型居宅介護に併設する場合は除きます。	②地域密着型介護老人福祉施設に以下を併設 通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護又は（併設型）認知症対応型通所介護	③認知症対応型共同生活介護に以下を併設 小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護含む）、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設	④定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護に以下を併設 介護保険法に基づく施設・事業所	⑤看護小規模多機能型居宅介護に以下を併設 介護保険法に基づく訪問看護事業所	⑥地域密着型サービス事業所等に以下を併設 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所	
①小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護含む）に以下を併設 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院 ※介護老人福祉施設および介護老人保健施設について、看護小規模多機能型居宅介護に併設する場合は除きます。								
②地域密着型介護老人福祉施設に以下を併設 通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護又は（併設型）認知症対応型通所介護								
③認知症対応型共同生活介護に以下を併設 小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護含む）、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設								
④定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護に以下を併設 介護保険法に基づく施設・事業所								
⑤看護小規模多機能型居宅介護に以下を併設 介護保険法に基づく訪問看護事業所								
⑥地域密着型サービス事業所等に以下を併設 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所								

	満たすべき項目	<p>ア ④から⑥の場合における事務室について、併設する他事業のものと同一の事務室とする場合には、少なくとも他の事業との区画が明確になっていること 【次頁図 2 参照】</p> <p>イ ③のうち入所系サービスと入所系サービスを併設する場合について、建物内での職員の行き来は認められるが、併設する他事業の利用者を混在させたケアは認められないことから、機械浴などの特殊浴室を除き、食堂など利用者が生活する設備は原則として別々に配置すること。やむを得ず食堂等を同一空間とする場合においても、固定壁により区分けすること 【次頁図 3 参照】</p> <p>ウ ①から③の場合について、通いサービスのある小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護含む）等通所系サービスと入所系サービスを併設させる場合には、感染症等への一層の安全対策を講じる必要があることから、一定の距離を置いた別々の玄関を設けること 【次頁図 4 参照】</p>
--	---------	---

併設等の平面イメージ図（一例）

※  は外壁、 は内部の固定壁

図1 各事業エリアを固定壁により分けした場合（一例）
※同種の地域密着型サービス（グループホーム同士など）の併設は認められません

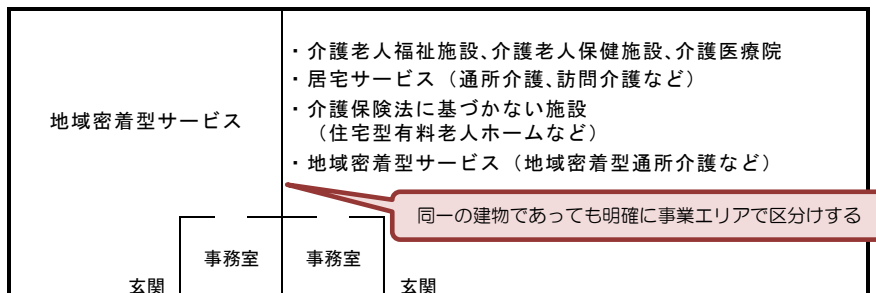


図2 事務室を共用する場合（一例）

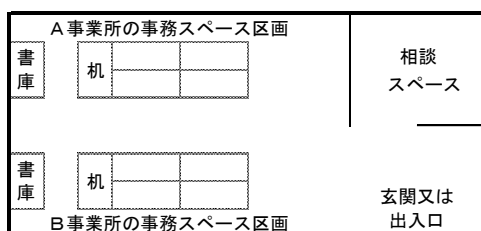
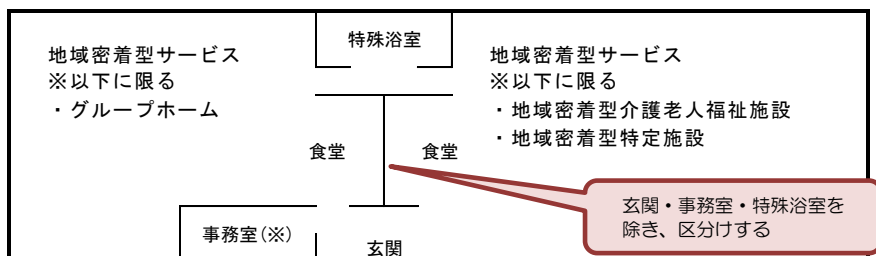
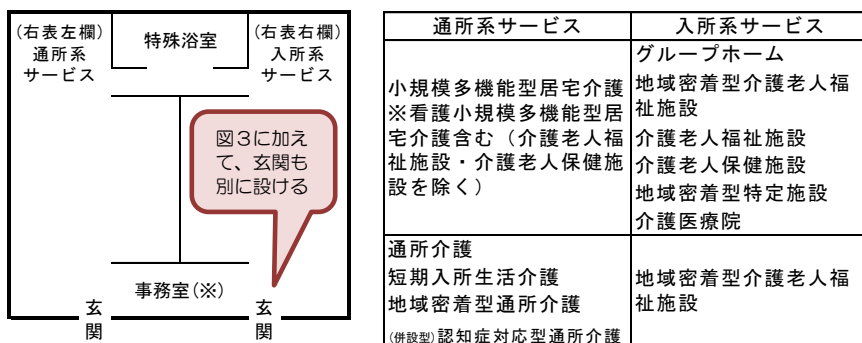


図3 グループホームに次のサービスのいずれかを併設した場合（一例）
・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域密着型特定施設



※図2に配慮したうえで、事務室を定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援および介護予防支援の事務室と兼ねることは可能

図4 表の通所系サービスのいずれかに、表の入所系サービスのいずれかを併設した場合（一例）



※図2に配慮したうえで、事務室を定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援および介護予防支援の事務室と兼ねることは可能

4) 「秋田市地域密着型サービス運営協議会」の設置

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、市町村ごとに「地域密着型サービス運営委員会」を設置することとされ、秋田市では、「秋田市地域密着型サービス運営協議会」を設置しています。

「秋田市地域密着型サービス運営協議会」には、被保険者・事業者・学識経験者等が参加し、①公募による選定・指定を行うとき、②独自の介護報酬を設定するとき、③独自の指定基準を設定するときなどに意見を述べるほか、質の確保や運営評価等の必要事項を協議します。

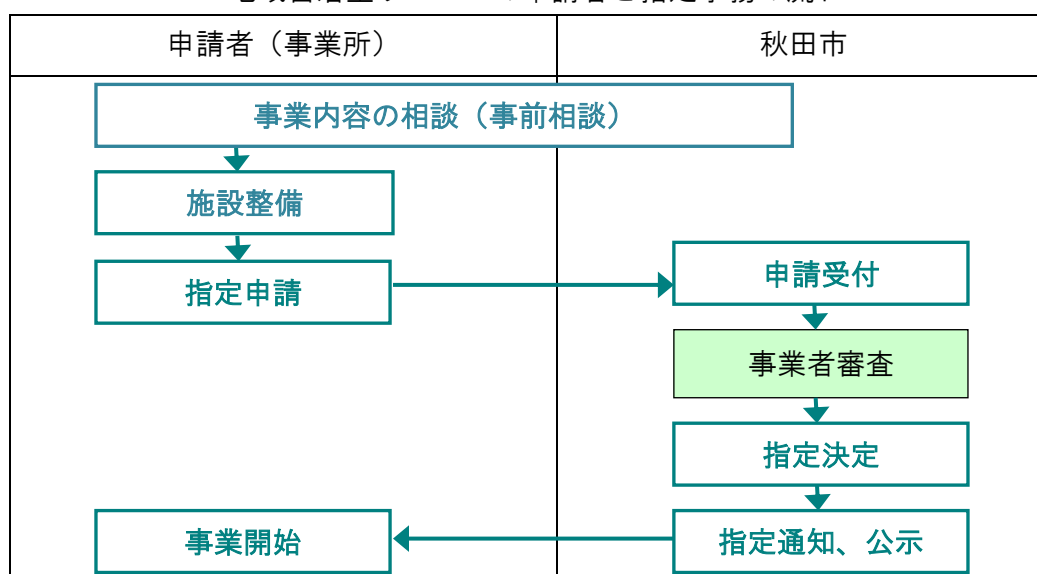
秋田市では、この運営協議会から述べられた意見や協議結果を尊重し、適切な事業者の指定や質の確保などに反映させていくことにしています。

(4) 相談から指定までの流れについて

地域密着型サービスの事業を実施しようとする者は、所定の手続きにより指定を受けるための申請を行う必要があります。申請に当たって、基準条例で定められている地域密着型サービスの人員基準と設備・運営基準を満たす必要があるほか、設備等の基準については、建築基準法・消防法など関係する法令等を遵守したものであることが前提になります。

秋田市では、サービスの質の確保や既存の施設の整備状況と地域のニーズなどをふまえてバランスのとれた指定を行っていくことにしています。必要に応じて運営協議会の意見や協議結果を適切に反映させていくため、事業の内容に修正を求めることや、日常生活圏域ごとの整備状況から判断して申請の受付を行わない場合がありますので、指定申請に当たっては、事前に事業内容の相談を行ったうえで申請をしてもらうこととなります。

地域密着型サービスの申請者と指定事務の流れ



1) 事業内容の相談

地域密着型サービスの事業を実施しようとする場合には、予定している立地条件で事業を行うことが可能か、基準条例で定められている地域密着型サービスの人員基準と設備・運営基準を満たしているかなどについて、予定している事業内容の事前の相談（事前相談）が必要です。事業計画書や設備が確認できる平面図等を準備したうえで、相談をしてもらうことになります。

事業内容の相談は、随時、受付します。相談に当たっては、あらかじめ電話などで連絡のうえ日時等を調整してもらう必要があります。

2) 指定申請

事前相談後、その結果を事業計画に適宜反映させ、基準条例で定められている地域密着型サービスの人員基準と設備・運営基準等に適合している場合には、指定申請をすることが可能です。事前相談の内容との間に著しい相違がある場合や、事前相談の結果が適切に反映されていない場合には、あらためて事前相談していただきます。

指定申請では、サービスの種類と事業所ごとに所定の申請書や付表、必要な書類を提出していただき、基準条例で定められている地域密着型サービスの人員基準と設備・運営基準等に適合しているか審査し、現地で設備を確認します。

指定申請の結果については、書面により通知します。

(5) 指定申請の受付時期について

指定申請は、指定開始日（各月1日、15日）の1か月前（前々月末日、前月14日）までに行ってください。

(6) 地域への周知等について

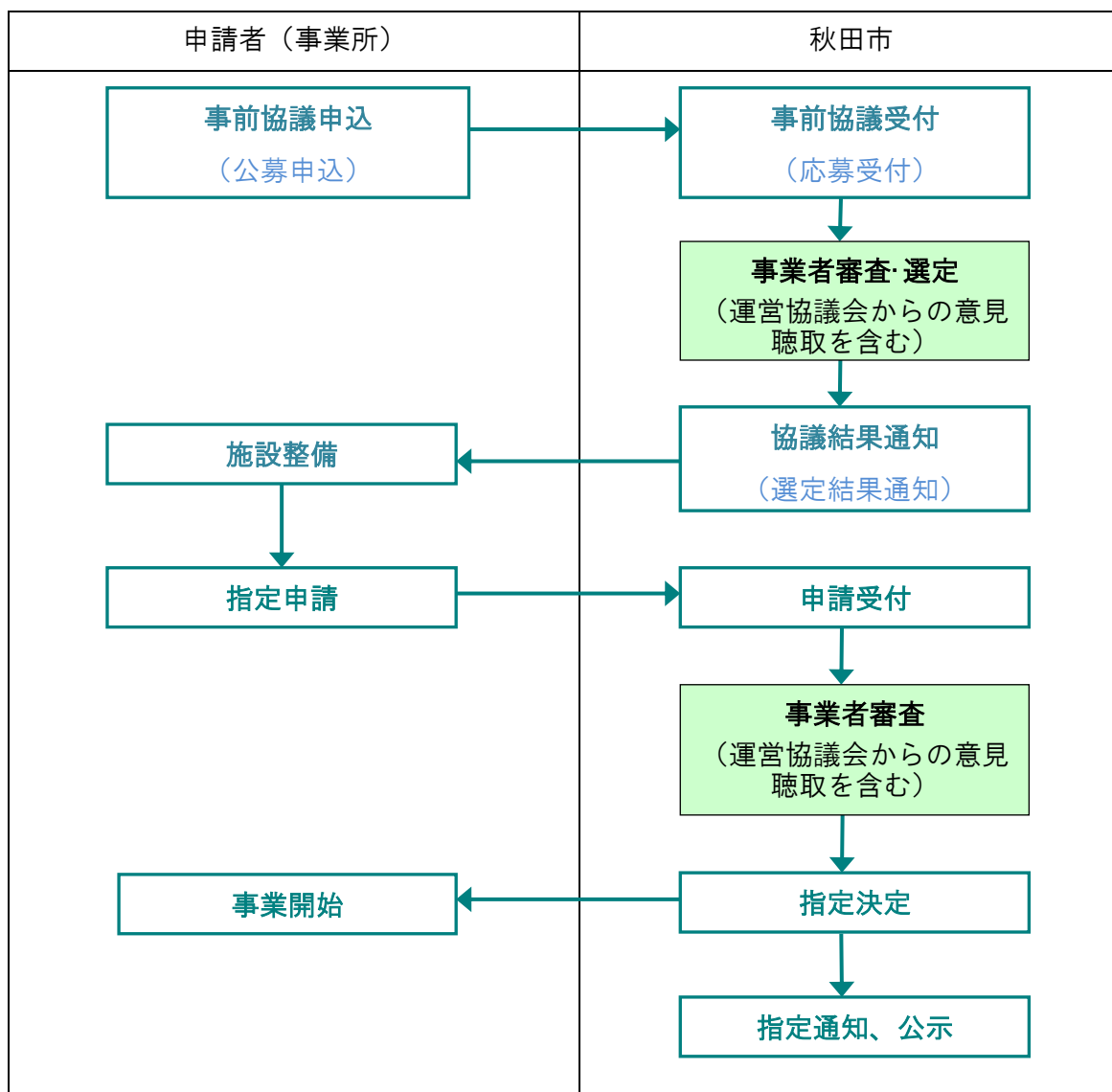
地域密着型サービスの事業を運営するに当たって、地域との結びつきを重視し、あらかじめ地域住民に対して開設することの周知と、事業の内容に対する理解を得なければなりません。近隣住民や町内会・自治会などを対象に説明会を開催するなど、その周知に努める必要があります。

3 公募による指定までの流れについて

公募による指定までの流れは、本指針（地域密着型サービスの事業者の指定に関する手引き）および別途策定する公募の手引きにより取り扱われます。

指定までの基本的な流れは、応募受付後、事務局審査を行い、その後、運営協議会による事業者審査および選定が行われ、運営協議会の意見等を付して選定結果を通知します。なお、指定申請を行う際は、付された意見等を事業計画に反映させることが必要になります。

指定申請受付後、事務局審査および運営協議会審査を行い、選定時に付した意見等を照らし合わせ確認するとともに、あらためて必要事項を協議します。指定申請の結果については、運営協議会の意見等を付して通知します。



4 指定申請の様式について

様式については、以下のとおりとなります。秋田市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

【URL】 <http://www.city.akita.lg.jp>

(トップ>暮らしの情報>介護保険>事業者向け情報>地域密着型サービス>地域密着型サービスの指定申請)

又は 秋田市 地域密着型 で検索

(1) 夜間対応型訪問介護

1) 申請様式

- 指定申請書
- 事業者の指定に係る記載事項
- 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

2) 添付書類（記載項目以外に追加で求めることがあります）

- ① 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ② 従業員の勤務体制および勤務形態一覧表
(就業規則の写し、職員の資格を証する書類の写し、雇用契約のわかる書類の写し)
- ③ 事業所の平面図
- ④ 設備・備品等一覧
- ⑤ オペレーションセンターサービスの概要（オペレーションセンターを設置しない場合のみ）
- ⑥ 随時訪問サービスの委託先（他の訪問介護事業所に委託する場合のみ）
- ⑦ 運営規程
- ⑧ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑨ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑩ 法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑪ 当該事業に係る損害保険証書の写し等

(2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

1) 申請様式

- 指定申請書
- 事業者の指定に係る記載事項（単独型・併設型）
- 事業所の指定に係る記載事項（共用型）
- 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

2) 添付書類（記載項目以外に追加で求めることがあります）

- ① 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ② 従業員の勤務体制および勤務形態一覧表
（就業規則の写し、職員の資格を証する書類の写し、雇用契約のわかる書類の写し）
- ③ 管理者等の経歴書
- ④ 事業所の平面図
- ⑤ 設備・備品等一覧表
- ⑥ 運営規程
- ⑦ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑧ サービス提供実施単位一覧表
- ⑨ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑩ 法第78条の2第4項各号および第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑪ 運営推進会議の構成員
- ⑫ 送迎車の車検証の写しおよび任意保険証の写し（リースの場合契約書）
- ⑬ 建築基準法に基づく検査済証および消防法に基づく消防用設備等検査済証の写し
- ⑭ 当該事業に係る損害保険証書の写し等

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

1) 申請様式

- 指定申請書
- 事業者の指定に係る記載事項
- 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

2) 添付書類（記載項目以外に追加で求めることがあります）

- ① 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ② 従業員の勤務体制および勤務形態一覧表
(就業規則の写し、職員の資格を証する書類の写し、雇用契約のわかる書類の写し)
- ③ 代表者・管理者等の経歴書
- ④ 事業所の平面図
- ⑤ 設備・備品等一覧表
- ⑥ 運営規程
- ⑦ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑧ 協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容
- ⑨ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制および支援体制の概要
- ⑩ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑪ 法第78条の2第4項各号および第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑫ 介護支援専門員一覧
- ⑬ 運営推進会議の構成員
- ⑭ 送迎車の車検証の写しおよび任意保険証の写し（リースの場合契約書）
- ⑮ 建築基準法に基づく検査済証および消防法に基づく消防用設備等検査済証の写し
- ⑯ 当該事業に係る損害保険証書の写し等

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

1) 申請様式

- 指定申請書
- 事業者の指定に係る記載事項

2) 添付書類（記載項目以外に追加で求めることがあります）

- ① 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ② 従業者の勤務体制および勤務形態一覧表
(就業規則の写し、職員の資格を証する書類の写し、雇用契約のわかる書類の写し)
- ③ 代表者・管理者等の経歴書
- ④ 事業所の平面図
- ⑤ 設備・備品等一覧表
- ⑥ 運営規程
- ⑦ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑧ 協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容
- ⑨ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制および支援体制の概要
- ⑩ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑪ 法第78条の2第4項各号および第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑫ 介護支援専門員一覧
- ⑬ 運営推進会議の構成員
- ⑭ 建築基準法に基づく検査済証および消防法に基づく消防用設備等検査済証の写し
- ⑮ 当該事業に係る損害保険証書の写し等

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1) 申請様式

- 指定申請書
- 事業者の指定に係る記載事項

2) 添付書類（記載項目以外に追加で求めることがあります）

- ① 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ② 特別養護老人ホームの設置許可証等の写し
- ③ 従業者の勤務体制および勤務形態一覧表
(就業規則の写し、職員の資格を証する書類の写し、雇用契約のわかる書類の写し)
- ④ 管理者等の経歴書
- ⑤ 事業所の平面図
- ⑥ 居室面積等一覧表
- ⑦ 設備・備品等一覧表
- ⑧ 本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法および移動時間
*サテライト型の場合のみ
- ⑨ 併設する施設等の概要 *併設施設等がある場合のみ
- ⑩ 施設を共用の場合の利用計画 *共用する設備等がある場合のみ
- ⑪ 運営規程
- ⑫ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑬ 協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容
- ⑭ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑮ 法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑯ 介護支援専門員一覧
- ⑰ 運営推進会議の構成員
- ⑱ 建築基準法に基づく検査済証および消防法に基づく消防用設備等検査済証の写し
- ⑲ 当該事業に係る損害保険証書の写し等

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1) 申請様式

- 指定申請書
- 事業者の指定に係る記載事項
- 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

2) 添付書類（記載項目以外に追加で求めることがあります）

- ① 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ② 従業者の勤務体制および勤務形態一覧表
(就業規則の写し、職員の資格を証する書類の写し、雇用契約のわかる書類の写し)
- ③ 事業所の平面図
- ④ 設備・備品等一覧表
- ⑤ 併設する施設等の概要 *併設施設等がある場合のみ
- ⑥ 訪問看護サービスの連携先および定期巡回サービス等の一部委託先
*他の事業所と連携・委託する場合のみ
- ⑦ 運営規程
- ⑧ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑨ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑩ 法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑪ 介護・医療連携推進会議の構成員
- ⑫ 当該事業に係る損害保険証書の写し等

(7) 看護小規模多機能型居宅介護

1) 申請様式

- 指定申請書
- 事業者の指定に係る記載事項

2) 添付書類（記載項目以外に追加で求めることがあります）

- ① 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ② 従業者の勤務体制および勤務形態一覧表
(就業規則の写し、職員の資格を証する書類の写し、雇用契約のわかる書類の写し)
- ③ 代表者・管理者等の経歴書
- ④ 事業所の平面図
- ⑤ 設備・備品等一覧表
- ⑥ 運営規程
- ⑦ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑧ 協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容
- ⑨ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制および支援体制の概要
- ⑩ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑪ 法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑫ 介護支援専門員一覧
- ⑬ 運営推進会議の構成員
- ⑭ 送迎車の車検証の写しおよび任意保険証の写し（リースの場合契約書）
- ⑮ 建築基準法に基づく検査済証および消防法に基づく消防用設備等検査済証の写し
- ⑯ 当該事業に係る損害保険証書の写し等

(8) 地域密着型通所介護

1) 申請様式

- 指定申請書
- 事業者の指定に係る記載事項
- 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

2) 添付書類（記載項目以外に追加で求めることがあります）

- ① 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ② 従業者の勤務体制および勤務形態一覧表
(就業規則の写し、職員の資格を証する書類の写し、雇用契約のわかる書類の写し)
- ③ 事業所の平面図
- ④ 設備・備品等一覧表
- ⑤ 運営規程
- ⑥ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑦ サービス提供実施単位一覧表
- ⑧ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑨ 法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑩ 運営推進会議の構成員
- ⑪ 《療養通所介護のみ》安全・サービス提供管理委員会の構成員
- ⑫ 送迎車の車検証の写しおよび任意保険証の写し（リースの場合契約書）
- ⑬ 建築基準法に基づく検査済証および消防法に基づく消防用設備等検査済証の写し
- ⑭ 当該事業に係る損害保険証書の写し等

平成19年5月 策定

平成21年4月 改訂

平成23年1月 改訂

平成24年6月 改訂

平成25年7月 改訂

平成26年3月 改訂

平成27年6月 改訂

平成28年4月 改訂

平成30年7月 改訂

令和元年9月 改訂

令和3年7月 改訂

秋田市福祉保健部介護保険課

〒018-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5674